

茨城県報

第5375号

昭和41年2月17日

木曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目次

規 則	ページ	
●茨城県官報報告規則の廃止	1	●緊急自動車の指定..... 8 (鹿島臨海工業地帯開発組合)
告 示		●鹿島臨海工業地帯造成に伴う貸付金貸付 要項の一部改正..... 8
●国民健康保険医の登録	1	訓 令
●青果物市場開設期間更新の許可(2件)...	2	●茨城県官報報告規程..... 9
●豚コレラ予防指定の一部改正(2件).....	2	公 告
●炭疽病予防指定の廃止	3	●風俗営業及び飲食店営業者の行政処分に 関する聴聞.....11
●家畜伝染病の発生転帰	3	●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞.....11
●洲崎土地改良区の設立	3	
●洲崎土地改良区の役員	3	
●建築基準法に基づく道路の指定(12件)...	4	
(公安委員会)		
●道路交通法による車両の追い越し禁止	8	

規 則

茨城県規則第10号

茨城県官報報告規則を廃止する規則を次のように定める。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県官報報告規則を廃止する規則

茨城県官報報告規則(昭和36年茨城県規則第44号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第156号

国民健康保険法第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、登録政令第9条の規定により公示する。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

記号、番号	国保医名	申出受理年月日
茨国医 2171	佐々木 綾	41. 1. 7
〃 2172	酒井 克彦	〃 〃 10
〃 2173	山内 英生	〃 〃 26
茨国薬 492	高 喜代子	〃 〃 24

茨城県告示第157号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定により、下記市場の開設期間の更新を許可したので同条例第16条の規定により公示する。

昭和41年2月17日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

市 場 名	所 在 地	許可年月日	許可期間
高 萩 青 果 市 場	高萩市大和町1丁目8番地	昭和41. 1. 29	昭和41年2月10日から 昭和44年2月9日まで
協同組合平磯青果市場	那珂湊市平磯町1227番地	〃	〃 41. 2. 11 〃 〃 44. 2. 10 〃
株式会社多賀青果市場	日立市多賀町2丁目11の5	〃	〃 41. 2. 3 〃 〃 44. 2. 2 〃

茨城県告示第158号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定により、下記市場の開設期間の更新を許可したので同条例第16条の規定により公示する。

昭和41年2月17日

茨城県鹿行振興事務所長 黒 沢 猛 雄

記

市 場 名	所 在 地	許可年月日	許可期間
石岡青果市場鉾田分場	鹿島郡鉾田町大字鉾田 1707番地	昭和40. 11. 19	昭和40年12月18日から 昭和43年12月17日まで

茨城県告示第159号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のように改める。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 栃木県下都賀郡を削除する。

茨城県告示第160号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定（昭和40年茨城県告示第457号）の一部を次のように改める。

昭和41年 2 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 移動禁止区域中に 下妻市大町，猿島郡境町大字一の谷を加える。

茨城県告示第161号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく炭疽の予防のための移入禁止等の指定（昭和41年茨城県告示第49号）は廃止する。

昭和41年 2 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第162号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和41年 2 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発生頭数	発生(決定)月日	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	9 頭	2 月 4 日	死亡 1 頭 鑑定殺 1 〃 殺処分 7 〃	下妻市大町
〃	55 〃	2 月 11 日	死亡 6 〃 殺処分 49 〃	猿島郡境町

累計 99頭

茨城県告示第163号

行方郡潮来町大字延方乙 615 に事務所を置く洲崎土地改良区の設立を，土地改良法第10条第 1 項の規定に基づき昭和41年 2 月10日認可したから同法第 3 項の規定により公示する。

昭和41年 2 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第164号

洲崎土地改良区から下記の者が設立当時の役員である旨，届け出があつたから，土地改良法第18条の規定によつて公示する。

昭和41年 2 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

住 所	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字延方乙615	荒 原 勇	理 事
" " " 292	尾 崎 広	"
" " " 445	大 久 保 幸 雄	"
" " " 645	柏 崎 一 雄	"
" " " 479	篠 塚 藤 吉 郎	"
" " " 451〜1	永 長 真	"
" " " 687	諸 星 直 美	"
" " " 630	山 野 甲 子 郎	"
" " " 679	諸 星 幸	監 事
" " " 629	古 谷 野 五 郎	"

茨城県告示第165号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年 2 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年 2 月17日
 指 定 の 位 置 水戸市三の町425—4
 道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
 延長 60.32m

茨城県告示第166号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年 2 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年 2 月17日
 指 定 の 位 置 水戸市千波町字御茶園451—1
 道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
 延長 17.6m

茨城県告示第167号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年 2 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年2月17日
指 定 の 位 置 水戸市千波町1368—3
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 17m

茨城県告示第168号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年2月17日
指 定 の 位 置 水戸市西原町5区3353
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 19m

茨城県告示第169号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年2月17日
指 定 の 位 置 高萩市有明町3丁目53の内, 54の内
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 29.2m

茨城県告示第170号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年2月17日
指 定 の 位 置 土浦市大字下高津字稲荷谷1094—5

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 24.5 m

茨城県告示第171号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年2月17日
指 定 の 位 置 土浦市大字小岩田字アラチ849—8, 4, 6, 12
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 27.38 m

茨城県告示第172号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年2月17日
指 定 の 位 置 石岡市大字石岡字只砂2679—4, 2680—5
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 48 m

茨城県告示第173号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年2月17日
指 定 の 位 置 竜ヶ崎市大徳町172—1, 173—3
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 38.6 m

茨城県告示第174号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年 2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年 2月17日
指 定 の 位 置 北相馬郡取手町大字井野字西台2769—3
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 24.3m

茨城県告示第175号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年 2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年 2月17日
指 定 の 位 置 結城市大字結城四ツ京11508—1, 11508—5
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 75m

茨城県告示第176号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年 2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年 2月17日
指 定 の 位 置 稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4666—62
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 28.7m

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 3 号

道路交通法 (昭和35年法律第 105 号) 第30条第 4 号の規定に基づき、次のとおり車両の追い越しを禁止する。

昭和41年 2 月17日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

道 路 名	指 定 の 場 所	距 離	時 間	管 轄 警察署
国 道 6 号 線 (迂回路を含む。)	勝田市枝川1298番地先丁字路から同市 市毛16番地坂下旅館前まで	0.75 キロ メートル	終 日	勝 田

茨城県公安委員会告示第 4 号

道路交通法施行令 (昭和35年政令第 270 号) 第13条第 1 項の規定により、次のとおり緊急自動車を指定する。

昭和41年 2 月17日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

指 令 番 号	自動車の 登録番号	車 種 及 び 年 式	用 途 別	所 有 者 又 は 管 理 者
322	茨 8 た 554	トヨベツトマス ターライン 63年式	公 共 応 急 作 業 用	竜ヶ崎市上町4274-2 茨城県南水道組合
323	02-2980	ジープ 54年式	自 衛 隊 用 (一般部隊)	勝田市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐とん部隊
324	01-4765	ジープ 58年式	〃	土浦市右廻町2410 陸上自衛隊霞ヶ浦駐とん部隊

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第 3 号

鹿島臨海工業地帯造成に伴う貸付金貸付要項 (昭和39年鹿島臨海工業地帯開発組合告示第15号) の一部を次のように改正し、昭和41年 2 月17日から適用する。

昭和41年 2 月17日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管理者 岩 上 二 郎

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この要項は、鹿島臨海工業地帯開発組合 (以下「開発組合」という。) の買収対象地域内に土地を所有する者が、第 2 条に該当する場合について、これらの土地の所有者に対し、予算の範囲内で必要な資金を低利に貸し付け、用地の提供に応じやすい態勢を確立し、以つて用地買収の促進を図ることを目的とする。

第2条を次のように改める。

(貸付対象者)

第2条 この要項により、貸付金の貸付を受けられる者は、開発組合に土地を提供しようとする者であつて、次の各号の1に該当するものとする。

- (1) 提供しようとする土地に設定されている担保物権その他土地に付随する諸権利を排除するため資金を必要とする場合
- (2) 疾病、負債整理、その他やむを得ない事由により資金を必要とする場合

第3条第2項中「を開発組合が買収する場合の買収価額の2分の1の額を超えないもの」を「および、その他の土地を開発組合が買収する場合の買収価額の範囲内」に改める。

様式第1号中「※権利等の解除を要する土地の表示」を「※権利等の解除を要する土地および、その他の土地の表示」に改める。

様式第2号特約条項第2条中「権利等の解除を要する土地の表示」を「権利等の解除を要する土地および、その他の土地の表示」に改める。

訓

令

茨城県訓令第2号

茨城県官報報告規程を次のように定める。

昭和41年2月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨 城 県 官 報 報 告 規 程

(官報報告主任)

第1条 官報の報告事項を統括するため、官報報告主任をおき、総務部学事文書課長をもつてあてる。

2 官報報告主任は、官報掲載事項について、報告遅延又は報告もれのないように、常に知事部局、議会事務局及び警察本部並びに執行機関である委員会及び委員の事務局の課（これに相当する局、室及び所を含む。）の長（以下「課長」という。）と連絡し、報告の敏速適正を期さなければならない。

(官報報告事項)

第2条 官報報告事項は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県議会に関する事項 議会の招集及び会期
- (2) 行政事務条例に関する事項 行政事務に関する条例の制定及び改廃
- (3) 行政組織に関する事項 部及び課の設置、変更又は廃止

- (4) 地方税に関する事項 ア 地方税法第19条第3号から第8号までに掲げる処分について不服申立てに対する決定又は裁決をした場合のその要旨
 イ 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉾区税及び固定資産税について標準税率と異なる税率又は法律に規定されている納期と異なる納期を定めた場合のその要旨
 ウ 法定外普通税を新設、変更又は廃止した場合のその要旨
- (5) 選挙に関する事項 ア 知事及び県議会議員の選挙の告示
 イ 知事及び県議会議員の選挙の結果
- (6) 直接請求に関する事項 直接請求の経過及び結果
- (7) 住民投票に関する事項 地方自治法第26条の規定による住民投票の経過及び結果
- (8) 人事異動に関する事項 ア 副知事及び出納長
 イ 部長、部の次長、室長、課長、出納事務局長及びこれらに準ずる職に在るもの
 ウ 県議会の議長及び副議長並びに事務局長
 エ 県教育委員会の委員、教育長、部長及び課長
 オ 県選挙管理委員会の委員
 カ 県監査委員、人事委員及びこれらの事務局の長
 キ 県公安委員会の委員
- (9) 事務所に関する事項 県の主な事務所の設置、変更又は廃止
- (10) 地方開発事業団に関する事項 県の加入する地方開発事業団及び組合の設置、変更又は廃止
- (11) その他 その他特に必要と認められる事項

(官報報告主任への資料の送付)

第3条 課長は、所掌事務に関し前条に規定する官報報告事項に該当する事件が生じたときは、すみやかにその報告事項に係る資料を官報報告主任に送付しなければならない。

(報告の手続)

第4条 官報報告主任は、前条の資料の送付を受けたときは、すみやかに自治省大臣官房文書広報課長に報告の手続きをとらなければならない。

2 官報報告主任は、前項の手続きをとつたときは、その写しの一部を官報報告整理簿につづり込み、整理しておかなければならない。

(掲載事項の誤りの通知)

第5条 官報報告事項に誤りを発見した者は、すみやかに官報報告主任に通知しなければならない

い。

2 官報報告主任は、前項の通知をうけたときは、前条の規定に準じて措置しなければならない。

第6条 第4条第1項に規定する資料の送付は、原則として所定の様式及び用紙を使用しなければならない。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

●風俗営業及び飲食店営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により風俗営業及び飲食店営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年2月17日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

- 1 聴聞期日 昭和41年2月24日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部

●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の規定により銃砲所持者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年2月17日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

- 1 聴聞期日 昭和41年2月24日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部

◇ 県政の総覧 …… 県民の六法 ◇

茨城県報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。
購読料は、昭和40年5月1日から送料とも1ヵ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ） 金 1 5 0 円

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所